

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

1. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金とは

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、当組合の規約を一部改正し、組合員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

ただし、当組規約第16条に規定する組合員の入院に対する傷病手当金との併給はできませんので、ご注意ください。

2. 対象者

次の条件を満たす当組合被保険者

- (1) 当組合に加入している組合員で、給与の支払いを受けている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができない方。
(被用者自身が労務不能と認められることが必要です)
- (2) 3日連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること。
- (3) 給与の支払いを受けられなかった、または一部減額されて支払いがあったこと
※個人事業所の事業主は対象となりません。

3. 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日(連続した3日間)を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日。

※3日間の待機期間は必ず連続して休んでいることが条件となります。この期間は公休日・有給日も含みます。ただし、待機期間の初日は勤務を予定していた日とします。

4. 支給額

1日当たりの支給額 <small>(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×(2/3))</small>	×	支給対象となる日数	=	支給額
---	---	-----------	---	-----

※ 1日当たりの支給限度額 日額 30,887 円

※ 直近の継続した3か月間は支給対象日を含まない3か月となります。

(例)令和4年1月11日が支給対象日の場合、賃金計算の締め日が月末であれば令和3年10月～12月となります。例えば締め日が16日の場合は令和3年9月16日～10月15日、10月16日～11月15日、11月16日～12月15日となります。

※ 給与の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

5. 適用期間

令和2年1月1日～令和5年5月7日※の間で、療養のため労務に服することができない期間

※令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、国の財政支援の対象となりません。

※ 支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとします。

6. 申請様式

申請の際は、原則として以下の4種類の申請書類を提出いただきます。

①国民健康保険傷病手当金支給申請書(組合員記入用)

・被保険者情報、振込口座、受取代理人等を記入します。

②国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)

・医療機関への受診状況、休んだ期間等を記入します。なお、医療機関に受診していない場合は、事業主が証明します。

③国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

・無給休暇の日、直近3か月の出勤状況、賃金支給状況等を事業主が証明します。

④国民健康保険傷病手当金支給申請書(受診医療機関記入用)

・受診した医療機関に、受診日、症状、所見等を記入してもらいます。なお、複数の医療機関を受診した場合は、医療機関ごとに必要となります。
・医療機関に受診していない場合は、本申請書の提出の必要はありません。

7. その他

(1) 医療従事者が患者の処置にあたった際に感染した、業務命令で訪れた出張先で感染した等、業務に起因した感染等の場合は当該傷病手当金ではなく、原則として労災保険の対象となりますので、詳しくは所轄の労働基準監督署にご相談下さい。

(2) 傷病手当金は組合員が「療養のため労務不能であった」ことが支給要件の1つであるため、次の場合は支給対象となりません。

(例)

- ・組合員は自覚症状がなく労務に服することができたが、感染した者が発生したため事業主の命により休業し、労務に就かなかったとき
- ・組合員に自覚症状はないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の理由により休業したとき

○申請を希望される場合は、当組合まで事前に電話でお問い合わせください。

岐阜県医師国民健康保険組合 TEL 058-274-1120

〒500-8510 岐阜市藪田南 3-5-11 岐阜県医師会館5階